

◎新潟県告示第1202号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、平成28年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

平成27年9月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（競争入札等に参加することができる者）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継した者（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 次条第1項に規定する税について滞納がある者</u></p> <p><u>(8) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）</u></p> <p><u>ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p> <p><u>イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p><u>ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 前条第1項第8号に規定する届出を行い、又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができない者</u></p>	<p style="text-align: center;">（競争入札等に参加することができる者）</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者でこの章に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びこの章に定める手続によりその者の参加資格を承継した者（以下「参加資格者」という。）とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資格審査の申請）</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 県外建設業者にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</p> <p>(6) (略)</p>

にあつては、当該届出を行つたことを確認することができる書類の写し又は別に定める様式による届出を行うことを要しなくなつたことを申告する書面

(8) (略)

2 (略)

(資格審査の申請期間等)

第4条 (略)

2 定期申請は、平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの間に行わなければならない。

3 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 新潟県の県税の納税義務がある者にあつては、その納税証明書

(9) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

(10) (略)

(11) 第2条第1項第8号に規定する届出を行い、又は当該届出を行うことを要しないことを総合評定値通知書の写しで確認することができない者にあつては、当該届出を行つたことを確認することができる書類の写し又は別に定める様式による届出を行うことを要しなくなつたことを申告する書面

(12) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級をすることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第2条第1項第7号に該当するとき。

(7) (略)

2 (略)

(資格審査の申請期間等)

第4条 (略)

2 定期申請は、次の各号に掲げる建設業者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行わなければならない。

(1) 新潟県に主たる営業所を有する者（以下「県内建設業者」という。）平成20年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から12月28日までの期間

(2) 県外建設業者 定期申請年の前年の11月1日から12月28日までの期間

3 (略)

(参加資格の承継)

第8条 (略)

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 知事は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は評点の減点若しくは格付の降級をすることができる。

(1)～(5) (略)

(7) 第2条第1項第8号に該当するとき。

(8) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第7号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(共同企業体の構成員)

第14条の3 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第2条第1項第5号から第8号までのいずれか又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)

別記 (第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)～(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日以前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4) 社会貢献活動の状況 次のアからエまでに掲げる事項の該当の有無

ア 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用

イ 男女共同参画の推進状況 新潟県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定又は法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する女性の雇用

ウ 消防団協力事業所の認定状況 新潟県内の市町村等の消防団協力事業所表示制度に基づく消防団協力事業所の認定

エ 就業体験又は職場実習に関する機会の提

(6) (略)

3 知事は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 (略)

(共同企業体の構成員)

第14条の3 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者で、第2条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)

別記 (第6条、第16条関係)

建設工事入札参加資格審査事項

競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。

1 (略)

2 主観的事項

(1)～(2) (略)

(3) 新分野への進出状況 定期申請年の前年の12月28日の直前2年間における日本標準産業分類の建設業以外の分類に属する事業への500万円以上の支出の有無(県内建設業者に限る。)

(4) 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える数の障害者の雇用の有無

供の状況 定期申請年の前年の9月30日以前2年間における新潟県内の営業所での連続する2営業日以上の就業体験又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習の機会の提供

(5) 若年者の雇用状況 次のアからウまでのいずれにも該当する雇用状況の有無

ア 定期申請年の前年の9月30日以前4年間において、若年者（採用の日において30歳未満の者をいう。）を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用していること。

イ 当該者を資格審査の申請の日まで継続して雇用していること。

ウ 採用の日及び資格審査の申請の日において、当該者の勤務地が新潟県内の営業所であること。

(6) Made in新潟新技術普及・活用制度の登録及び活用の状況 定期申請年の前年の9月30日以前2年間におけるMade in新潟新技術普及・活用制度の新規登録及び活用評価の有無

(5) 男女共同参画の推進状況 県が行う男女共同参画の推進に積極的な企業等としてのハッピー・パートナー企業の登録の有無及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の策定又は法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する女性の雇用の有無

(6) 県税等の滞納状況 第3条第1項第3号及び第4号に規定する県税等の滞納の有無